

身体的拘束等の適正化のための指針

医療法人社団直心会

1、身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。

森の里グループホームやちよ桜（以下、「当事業所」とする）では利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体拘束における身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしないケアの実施に努める。

（1）介護保険指定基準の身体拘束禁止の規定

サービス提供にあたっては、当該利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止している。

（2）緊急やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則である。

しかしながら、例外的に以下の3つの要素の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがある。

①切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に、代替する介護方法がないこと。

③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

以上3つの要件に照らし合わせながら、最も良いケアの方法を常に検討していく姿勢を持つ。

2、身体的拘束の適正化推進のための基本方針

当事業所は、身体拘束の適正化を推し進めるため、以下の方針を基本として職員全員で共有する。

（1）身体拘束の原則禁止

当事業所においては、原則として身体拘束およびその行動制限を禁止する。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合

その方にとって何が良いか、拘束に代わる方法はないか、常に考え、相談し、いろいろな方法を検討していく。本人や家族の思いを尊重しながら最も良い方法を模索していくが、本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束適正化委員会を中心に十分検討を行う。その結果、身体拘束による心身の弊害よりも拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件を全て満たした場合のみ、本人・家族への説明同意を得て行う。

また、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過を記録し、できるだけ早期に拘束を解除すべく努力する。

(3) 日常ケアにおける留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないため、日常的に以下のことに取り組む。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める。
- ② 言葉や応対等で、利用者の精神的な自由を妨げないよう努める。
- ③ 利用者の思いを汲み取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をする。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行わない。
- ⑤ マンパワーが足りないことを理由に安易に身体的拘束を行わない。
- ⑥ 「転倒すれば大怪我になる」「認知症高齢者だから」という先入観だけで安易に身体的拘束を行おうとしていないか、拘束に該当するような行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるように努める。

3、身体的拘束適正化に向けた体制（委員会の設置）

身体拘束の適正化のための対策を検討するため、身体拘束適正化検討委員会を設置する。当委員会は、当事業所の運営推進会議と一体的に設置・運営を行う。

(1) 設置目的

- ① 施設内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ② 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ③ 身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ④ 身体拘束廃止に関する職員全体への指導

(2) 委員会の構成員

- ・ 事業所管理者
- ・ 介護従事者

- ・運営推進会議構成員

(3) 委員会の開催

- ・2ヶ月に1回開催する。
- ・その他、必要時は随時開催する。

4、身体的拘束発生時の対応に関する基本方針

本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施する。

1) カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、委員会を中心として各関係部署の代表が集まり、拘束による心身への弊害や、拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に、①切迫性 ②非代替性 ③一時性 の3要素全てを満たしているかどうかについて検討、確認する。

要件を検討・確認した上で身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し、本人・家族に対する説明書を作成する。

また、廃止に向けた取り組みや改善の検討会を早急に行い、実施に努める。

2) 利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間または時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分理解が得られるように努める。

3) 記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録する。

身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討する。

その記録は5年間保存する。

4) 拘束の解除

前述の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。その場合はご家族に報告を行う。

尚、一旦その時の状況から試行的に身体拘束を中止し、必要性を確認する場合があるが、再度、数日以内に同様の方法で身体拘束による対応が必要となった場合、ご家族に連絡し経過報告を実施するとともに、その了承のもと同意書の再手続きなく生命保持の観点から同様の対応を実施させていただく。

5、事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策

緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合は、できる限り事前に本人（本人が判断できる状態にないと考えられる場合は家族等）の了解を得ておくべきである。

もし、事前の了解が得られない場合は、できる限り速やかに了解を得るよう努める。ただし、本人またはその家族等の了解が得られたからといって、安易に身体的拘束を行うことが許されるわけではない。可能な限り身体的拘束を行わないための努力をし、それでも他に手段がない場合にのみ行うものであるという考えを職員全員で共有する。

- (1) 緊急やむを得ない状況が発生し、身体的拘束を行う場合は以下の手続きにより実施する。
 - ① 他の代替策を検討する。
 - ② 職員個人または一部の職員だけで考えず、必ず事業所全体としての判断で行う。
 - ③ 速やかに家族等に連絡する。
 - ④ カンファレンスを開催し、身体的拘束の理由・方法・時間帯・期間等について確認する。また、ケアプランの変更を行う。
 - ⑤ 実施にあたっては、必要最小限の方法、時間、期間を心がける。
 - ⑥ 検討事項の内容、カンファレンスの内容等の記録を作成する。

6、身体拘束適正化のための職員研修

介護に携わる全ての職員に対して利用者の尊厳を重視したケアの励行を図り、以下の通り職員教育を行う。

- ① 定期的な研修の実施（年2回以上実施）
- ② 新任者に対する身体拘束廃止・改善のための研修の実施
- ③ その他、必要に応じ随時実施する

7、本指針の閲覧について

この指針は、当事業所内に掲示し、すべての職員が閲覧可能とする。

8、附則

この指針は平成30年4月1日より施行する。